平成２９年（フ）第４１０８号
大阪府茨木市丑寅２丁目22番２号　オークマンション　303号
債務者　北野　乃亜（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２６６号
大阪市淀川区西宮原１丁目３番１―401号
債務者　岡本　真紀
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０３号
栃木県下野市緑２丁目25番地12
債務者　国武　ルミ
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９６号
栃木県宇都宮市下栗町2777番地３　グラン・エスポワール302号
債務者　上野　陽明
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９７号
栃木県宇都宮市下栗町2777番地３　グラン・エスポワール302号
債務者　上野　啓子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４２２号
静岡市葵区足久保口組2838番地、旧住所静岡市葵区あさはた１丁目２番12―362号
債務者　野崎　涼子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７８号
岡山県玉野市玉原２丁目20番60号
債務者　近藤　敬子
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８２号
岡山県玉野市田井３丁目25番11号
債務者　大久保一二美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３９８号
岡山市中区平井1174番地31
債務者　家守　智美
1　決定年月日時　平成29年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第９８号
北海道苫小牧市新明町４丁目18番５―105号
破産者　大野　愛美（旧姓米沢）
1　主文　当裁判所が平成29年８月25日になした破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「北海道苫小牧市澄川町４丁目４番３号　レジュール24　102号」とあるのを「北海道苫小牧市新明町４丁目18番５―105号」と更正する。
2　決定年月日　平成29年10月５日
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第３７号
長野県茅野市ちの565番地２
破産者　柳澤　　達
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第１００号
北海道苫小牧市字植苗136番地１
破産者　株式会社岩本商会
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第２００号
三重県いなべ市大安町梅戸730番地３
破産者　中村　昌利
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
三重県三重郡菰野町湯の山温泉8562、住民票上の住所大阪府泉佐野市下瓦屋２丁目４番62号
破産者　溝口　精治
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
三重県四日市市大井手１丁目５番14号　コンフォート大井手104
破産者　橋本　昌和
1　決定年月日　平成29年10月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７６０号
北九州市八幡西区吉祥寺町２番８号、破産開始決定時北九州市八幡西区楠北３丁目８番４号
破産者　宮脇　辰徳
1　決定年月日　平成29年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部